

# 長野県本人確認情報保護審議会 次第

平成 20 年 4 月 9 日 (水) 10:30~12:00

県庁議会棟 3 階 第一特別会議室

1 開 会

2 あいさつ

3 会長の選任

4 会議事項

(1) 本人確認情報の利用状況について

(2) 旅券発給事務への本人確認情報の利用について

(3) 国の機関等への本人確認情報の提供について

(4) 本人確認情報の独自利用の検討について

(5) その他

・住民基本台帳法の一部改正について

5 閉 会

## 長野県本人確認情報保護審議会 資料

### 【 資 料 目 次 】

資料 1	長野県本人確認情報保護審議会の概要	1 ページ
資料 2	長野県本人確認情報保護審議会の傍聴要領	4 ページ
資料 3	本人確認情報の利用状況について	5 ページ
資料 4	旅券発給事務への本人確認情報の利用について	8 ページ
資料 5	国の機関等への本人確認情報の提供について	10 ページ
資料 6	本人確認情報の独自利用の検討について	12 ページ
資料 7	住民基本台帳法の一部を改正する法律の概要	17 ページ

平成 20 年 4 月

## 長野県本人確認情報保護審議会の概要

### 1 所掌事項（法第 30 条の 9、条例第 3 条第 4 項）

本人確認情報の保護に関する事項を調査審議する。

- (1) 法律によって審議会の権限に属せられた事項の調査審議  
… 住民票コードの利用制限違反に対する知事の中止命令に関する事項
- (2) 知事の諮問に応じた調査審議  
… 本人確認情報の保護に関する事項、本人確認情報を県が利用する場合に  
制定する条例に関する事項 等
- (3) 知事に対する建議
- (4) 本人確認情報の保護に関して知事が講じた措置等に関する報告の聴取（条例）

### 2 組 織（条例第 5 条～第 8 条第 2 項）

- (1) 定 数 7 人以内（個人情報保護又は情報通信技術の利用に関し識見を有する者、関係市町村等の職員）
- (2) 任 期 2 年
- (3) 会長等 会長 1 人（委員の互選）、会長代理 1 人（会長の指名）
- (4) 会の成立 過半数の出席

### 3 審 議（条例第 8 条第 3 項、第 4 項）

- (1) 議長は会長が務める。
- (2) 審議事項の議決は出席委員の過半数で決定。
- (3) 審議事項は原則公開。  
… ただし、本人確認情報の保護を図る上で支障があると認められる場合は、非公開。公開の場合は傍聴を認める。

### 4 その他（条例第 9 条関係）

- (1) 委員の守秘義務

## 住民基本台帳法に基づく本人確認情報の保護に関する条例

(目的)

**第1条** この条例は、県の機関が保有する本人確認情報（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「法」という。）第30条の5第1項に規定する本人確認情報をいう。以下同じ。）の保護に関する県の責務を明らかにするとともに、法の規定に基づく本人確認情報の処理及び利用等に関し必要な事項を定め、もって個人の権利利益の保護に資することを目的とする。

(県の責務)

**第2条** 県は、本人確認情報の漏えい、滅失及びき損の防止等の本人確認情報の適切な管理に関する施策、本人確認情報の不適正な利用等への対処に関する施策その他本人確認情報の保護に関して必要な施策を実施するものとする。

(知事の講ずべき措置等)

**第3条** 知事は、本人確認情報の保護に関し、本人確認情報の管理体制に係る事項、本人確認情報への不正アクセス行為の防止に係る事項、本人確認情報の電子計算機処理等に用いる機器に障害が発生した場合、本人確認情報に係る不正行為が確認された場合等緊急時の対応に係る事項その他必要な事項を定めるものとする。

2 知事は、本人確認情報が漏えいし、滅失し、若しくはき損したとき若しくはこれらのおそれがあると認めるとき又は県の機関において本人確認情報が適正に利用され、若しくは提供されていないと認めるときは、法第30条の10第1項に規定する指定情報処理機関（次項において「指定情報処理機関」という。）及び市町村との連携と協力の下に、関係者からの報告の徴収、調査等本人確認情報の保護に関し必要な措置を講ずるものとする。

3 知事は、法第30条の33第1項に規定する受領者（県の機関を除く。以下この項において「受領者」という。）が法第30条の34の規定に違反して本人確認情報を目的外に利用し、又は提供していると認めるときは、指定情報処理機関に対し、受領者からの報告の徴収、受領者への措置の要請等法第30条の10第1項に規定する本人確認情報処理事務の適正な実施のために必要な措置を講ずべきことを指示するとともに、講じた措置について報告を求めるものとする。

4 知事は、第2項に規定する措置を講じ、又は前項に規定する指示等をしたときは、長野県本人確認情報保護審議会に報告し、その審議を経て、その内容を公表するものとする。

(長野県本人確認情報保護審議会)

**第4条** 法第30条の9第1項の規定による本人確認情報の保護に関する審議会として、長野県本人確認情報保護審議会（以下「審議会」という。）を置く。

**第5条** 審議会は、委員7人以内で組織する。

2 委員は、個人情報保護又は情報通信技術の利用に関し識見を有する者及び関係市町村等の職員のうちから知事が委嘱する。

**第6条** 委員の任期は2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

**第7条** 審議会に会長を置き、委員が互選する。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故あるときは、あらかじめ会長が指名した委員が、その職務を代理する。

**第8条** 会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会議は、本人確認情報の保護を図る上で支障があると認められる場合を除き、公開とする。

**第9条** 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

**第10条** 第4条から前条までに定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、知事が定める。

(自己の本人確認情報の開示等)

**第11条** 法第30条の37第1項の規定により自己に係る本人確認情報の開示を請求する者は、自己が当該請求に係る本人確認情報の本人であることを明らかにするために必要な書類で知事が定めるものを提出し、又は提示しなければならない。

2 法第30条の37第2項の規定による開示は、同条第1項の開示の請求を受理した日から起算して10日以内に行うものとする。

3 知事は、事務処理上の困難その他正当な理由により前項に規定する期間内に開示をすることができないときは、同項に規定する期間内に、同項の開示の請求をした者に対し、同項の期間内に開示をすることができない理由及び開示の期限を書面により通知するものとする。

4 法第30条の37第2項の規定により書面による本人確認情報の開示を受ける者は、実費の範囲内において知事が定める費用を負担するものとする。

5 前各項に定めるもののほか、法第30条の37の規定による本人確認情報の開示及び法第30条の40の規定による本人確認情報の訂正に関し必要な事項は、知事が定める。

(補則)

**第12条** この条例の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

(罰則)

**第13条** 第9条の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成14年8月5日から施行する。

(特別職の職員等の給与に関する条例の一部改正)

2 特別職の職員等の給与に関する条例(昭和27年長野県条例第10号)の一部を次のように改正する。(次のよう略)

## 長野県本人確認情報保護審議会の傍聴要領

### 1 傍聴の手続き

- (1) 長野県本人確認情報保護審議会（以下「審議会」という。）の会議の傍聴を希望する者は、会場受付で氏名及び住所を記入の上、会議の開始までに所定の席に着席すること。
- (2) 傍聴希望者が、傍聴席の数を超えた場合は、抽選により傍聴者を決定すること。

### 2 傍聴者の遵守事項

- (1) 傍聴者は、静粛に傍聴することとし、発言したり、拍手その他の方法により賛成又は反対の意向を表明したりしないこと。
- (2) 傍聴者は、会議の撮影、録音等を行わないこと。
- (3) 傍聴者は、上記のほか、会議の支障となる行為をしないこと。
- (4) 遵守事項に違反した場合には、傍聴を認めないこと。
- (5) その他、審議会会長の指示に従うこと。

### 3 取材者の特例

取材目的（新聞、テレビ等の媒体を使用し、広く県民等に会議の内容を知らしめる目的でのものに限る。）での傍聴については、2の(2)の規定にかかわらず、1の(1)の際にその旨を申し出た上で、所定の場所において撮影等を行うことができるものとする。

### 4 その他

住民基本台帳法に基づく本人確認情報の保護に関する条例の規定等により、審議会会長が会議の一部又は全部について非公開とする旨を決定した場合には、傍聴できないものとする。

## 本人確認情報の利用状況について

### 1 住民基本台帳法の規定

#### 第 30 条の 8

第 1 項 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、保存期間に係る本人確認情報を利用することができる。

1. 別表第 5 に掲げる事務を遂行するとき。
2. 条例で定める事務を遂行するとき。
3. 本人確認情報の利用につき当該本人確認情報に係る本人が同意した事務を遂行するとき。
4. 統計資料の作成を行うとき。

### 2 住基ネット業務端末の設置状況

県庁内 2 台（指紋認証を導入）

### 3 操作者識別カード（住基ネット端末操作に必要なカード）貸与者数

6 名（平成 20 年 3 月末現在）

### 4 住民基本台帳法別表第 5 の事務の利用状況等

別表第 5 に掲げられている 32 項目のうち、平成 20 年 1 月 7 日から 5 項目について、住基ネットを利用して本人確認を行っている。

#### (1) 利用件数（平成 20 年 1 月 7 日～3 月 31 日）

項 目 名	申請総件数 A	住基ネット 利用件数 B	利 用 率 B/A
恩給法に関する事務	/	755 件	/
消防法に関する事務	16 件	2 件	12.5%
原子爆弾被爆者援護法に関する事務	/	150 件	/
電気工事士法に関する事務	85 件	34 件	40.0%
宅地建物取引業法に関する事務	107 件	38 件	37.0%
合 計	/	979 件	/

## (2) セキュリティ対策の現状

事務利用開始前の平成19年12月にセキュリティ対策に係る研修の実施、住基ネット業務端末への指紋認証の導入、操作者識別カードとパスワードの設定等により、現在のところ、なりすましや本人確認情報の目的外利用・情報漏えい等の問題は生じていない。

## (3) 利用上の課題

県ホームページや関係団体の会報等により、申請の際に住民票の写しの提出が不要になっていることを広報しているが、写しを持参する者が多く、申請件数に対する住基ネットでの本人確認の割合が低くなっていることから、一層の広報活動が必要と思われる。



## 住民基本台帳法別表第5に掲げる事務の利用状況

事 務 名		状 況	利用件数 (H19年度)
1	特定非営利活動促進法に関する事務	×	—
2	労働金庫法に関する事務	×	—
3	貸金業の規制等に関する法律に関する事務	×	—
4	恩給法に関する事務	○	755
5	消防法に関する事務	○	2
6	旅券法に関する事務	□	H20. 5. 12 利用開始予定
7	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律に関する事務	○	150
8	職業能力開発促進法に関する事務	×	—
9	児童扶養手当法に関する事務	×	—
10	特別児童扶養手当等の支給に関する法律に関する事務	×	—
11	家畜商法に関する事務	×	—
12	林業種苗法に関する事務	×	—
13	森林法に関する事務	×	—
14	計量法に関する事務	×	—
15	大規模小売店舗立地法に関する事務	×	—
16	特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律に関する事務	×	—
17	火薬類取締法に関する事務	×	—
18	電気工事士法に関する事務	○	34
19	電気工事業の業務の適正化に関する法律に関する事務	×	—
20	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に関する事務	×	—
21	建設業法に関する事務	×	—
22	浄化槽法に関する事務	×	—
23	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に関する事務	×	—
24	宅地建物取引業法に関する事務	○	38
25	旅行業法に関する事務	×	—
26	通訳案内士法に関する事務	×	—
27	不動産の鑑定評価に関する法律に関する事務	×	—
28	公営住宅法に関する事務	×	—
29	高齢者の居住の安定確保に関する法律に関する事務	×	—
30	建築基準法に関する事務	×	—
31	建築士法に関する事務	×	—
32	公害健康被害の補償等に関する法律に関する事務	×	—
	○ : 利用中	5	979
	□ : 利用予定	1	
	×	26	
	合 計	32	

## 旅券発給事務への本人確認情報の利用について

現在、パスポートの申請等の際は、本人確認を行うために住民票の写しを添付する必要があるが、新たに旅券窓口等に住基ネット業務端末を設置し、本人確認情報を利用することにより、申請の際に添付する住民票の写しが原則として不要となる。

### 1 利用開始時期

平成 20 年 5 月 12 日（月）

### 2 旅券発給事務用の住基ネット業務端末

設 置 場 所	台 数	備 考
地方事務所地域政策課旅券窓口	12 台	長野・松本地方事務所 各 2 台 上記以外の 8 地方事務所 各 1 台
南佐久ふるさと応援ステーション	1 台	
国際課（県庁内）	1 台	
合 計	14 台	※ いずれも指紋認証を導入

### 3 研修会等の開催計画

4月中旬	セキュリティ対策研修会の開催（県下 2 ヲ所）
4月下旬～5月上旬	住基ネット業務端末操作講習会の開催（地方事務所ごとに開催）
利用開始後	自己点検、内部監査の実施

### 4 旅券発給申請に、原則として住民票の写しが不要となることの周知

旅券発給申請案内の印刷、市町村（住民票の写し発行窓口）・地方事務所（旅券発給窓口）への掲示、県ホームページへの掲載、県の広報ながのけんへの掲載などにより周知を図っていく。

### 5 利用開始に伴う規程の改正等

規 程 名	規 程 の 概 要	今回の改正点
1 長野県本人確認情報保護管理規程（H14.8 施行）	セキュリティ対策、入退室の管理、外部委託をする場合の管理、緊急時の対応等	—

規程名		規程の概要	今回の改正点
2	入退室等管理、アクセス管理及び情報資産管理要領 (H14.8 施行)	なりすまし防止、目的外利用の禁止 (1) 住基ネット機器設置室への入退室の方法 (2) 住基ネット機器へのアクセス管理 ア 操作者ごとに IC カード貸与 イ パスワードを操作者が管理 (3) 情報資産管理 ア 情報資産管理簿の作成 イ データのバックアップ	【一部改正】 現地機関業務端末の管理の規定等を追加
3	県本庁舎での県事務への住民基本台帳ネットワークシステムの利用に関する要領(H19.12 施行)	利用事務名、操作者の責務、指紋認証の導入、端末使用管理簿の作成	【一部改正】 旅券法に関する事務を追加
4	現地機関での県事務への住民基本台帳ネットワークシステムの利用に関する要領	利用事務名、操作者の責務、指紋認証の導入、端末使用管理簿の作成	【新規制定】
5	住民基本台帳ネットワークシステム緊急時対応計画 (H14.8 施行)	(1) 住基ネット機器障害発生時の対応手順 (2) 不適正行為発生時の対応手順	—
6	県事務への住民基本台帳ネットワークシステムの利用に係る監査実施方針 (H19.12 施行)	(1) 事前監査 利用開始前の本人確認情報保護審議会委員による監査の実施 (2) 内部監査 セキュリティ責任者及びネットワーク管理者による監査 (3) 外部監査 本人確認情報保護審議会委員等による監査	【一部改正】 監査対象に現地機関を追加
7	住民基本台帳ネットワークシステムの操作及びセキュリティ対策等に係る研修実施方針 (H19.12 施行)	(1) 対象者 住基ネットの操作者及び管理者 (2) 実施時期 県事務利用開始前、年度当初、その他必要に応じて	【一部改正】 研修内容に機器の管理に関する項目を追加
8	長野県住民基本台帳ネットワークシステムセキュリティ対策実施手順 (H19.12 施行)	各セキュリティ対策の具体的な手順	【一部改正】 現地機関向けの機器管理の内容を追加

## 国の機関等への本人確認情報の提供について

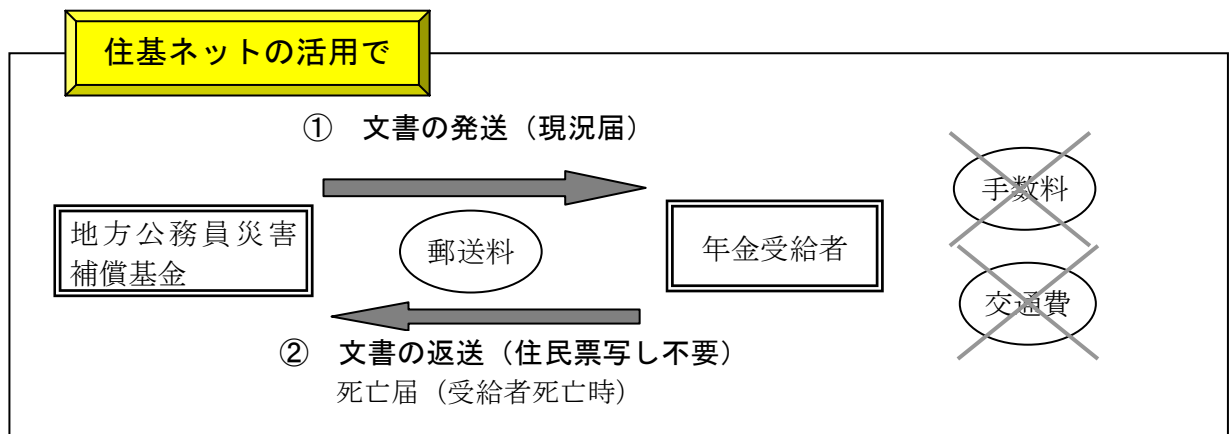
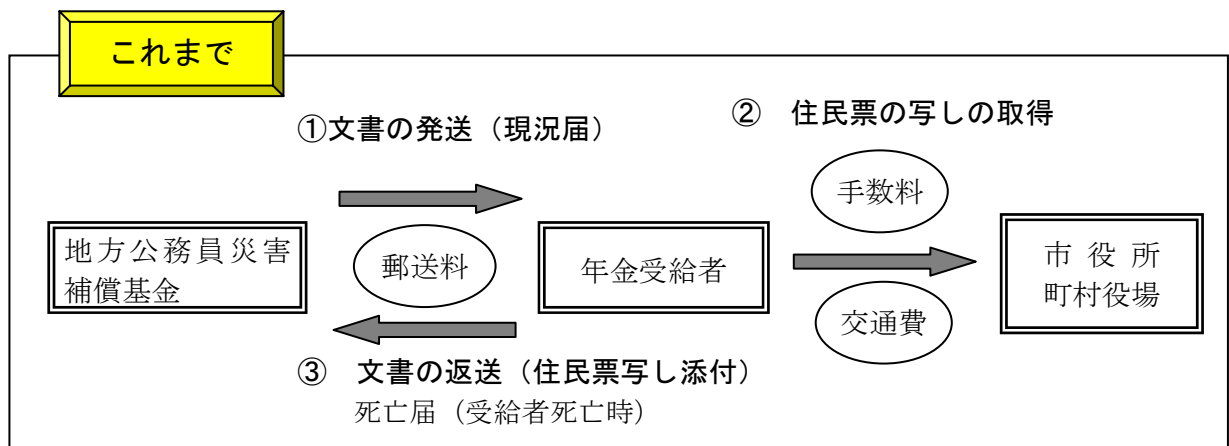
### 1 住民基本台帳法の規定

#### 第 30 条の 7

第 3 項 都道府県知事は、別表第一の上欄に掲げる国の機関又は法人から同表の下欄に掲げる事務の処理に関し、住民の居住関係の確認のための求めがあつたときに限り、政令で定めるところにより、保存期間に係る本人確認情報を提供するものとする。

### 2 情報提供を求めてきた機関名等

機 関 名	地方公務員災害補償基金（長野県支部）
事務内容	地方公務員災害補償法による公務上の災害若しくは通勤による災害に対する補償又は福祉事業の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの。
提供件数	約 110 件（毎年一回 2 月及び新規対象者発生時・失権時）



### 3 請求に対する県の方針等

#### (1) 対応方針

年金受給者の負担軽減と地方公務員災害補償基金の事務の効率化に役立つこと、長野県以外の 46 都道府県において既に情報提供していることを踏まえ、本県でも情報提供することとしたい。

#### (2) 提供方法

県庁内の住基ネット業務端末の使用を認める。

#### (3) セキュリティの確保策

地方公務員災害補償基金長野県支部の職員についても、「長野県本人確認情報保護管理規程」等を適用させることとし、研修の受講、監査の実施等について協定書を締結する。

#### (4) 提供開始時期

上記(3)の協定書を締結後、セキュリティ対策の研修を実施し、平成 20 年 5 月 1 日からの提供を認める。

## 本人確認情報の独自利用の検討について

### 1 住民基本台帳法の規定

#### 第 30 条の 8

第 1 項 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、保存期間に係る本人確認情報を利用することができる。

1. 別表第 5 に掲げる事務を遂行するとき。

2. 条例で定める事務を遂行するとき。

(以下略)

### 2 独自利用実施都道府県の状況

	都道府県名	利用事務数	条例施行年月日
1	岩手県	32	平成 19 年 5 月 1 日
2	秋田県	9	平成 17 年 4 月 1 日
3	宮城県	13	平成 16 年 4 月 1 日
4	福島県	12	平成 16 年 4 月 1 日
5	茨城県	6	平成 14 年 8 月 5 日
6	東京都	12	平成 19 年 10 月 1 日
7	岐阜県	1	平成 15 年 4 月 1 日
8	滋賀県	22	平成 17 年 12 月 1 日
9	兵庫県	25	平成 16 年 7 月 1 日
10	鳥取県	10	平成 16 年 10 月 15 日
11	島根県	30	平成 18 年 4 月 1 日
12	広島県	51	平成 19 年 4 月 1 日
13	山口県	4	平成 19 年 3 月 13 日
14	長崎県	4	平成 15 年 8 月 1 日

### 3 条例制定による独自利用の検討

県民負担の軽減と行政運営の効率化の観点から、長野県においても条例を制定し、本人確認情報を独自に利用することとしたい。

#### (1) 選定条件

ア 県条例・規則により住民票の添付等を依頼している事務で、本人確認情報の4情報（氏名、生年月日、性別、住所）の利用により住民票の添付等が不要になる事務

イ 市町村に対する住民票の公用請求に代えて、本人確認情報を利用することにより、事務効率が向上する事務。

ウ ア及びイのうち、担当課として利用希望がある事務、県庁内端末機を利用する事務で、かつセキュリティ確保等の理由から、年間を通じて一定程度（年間100件以上）の利用が見込まれる事務。

#### (2) 選定事務

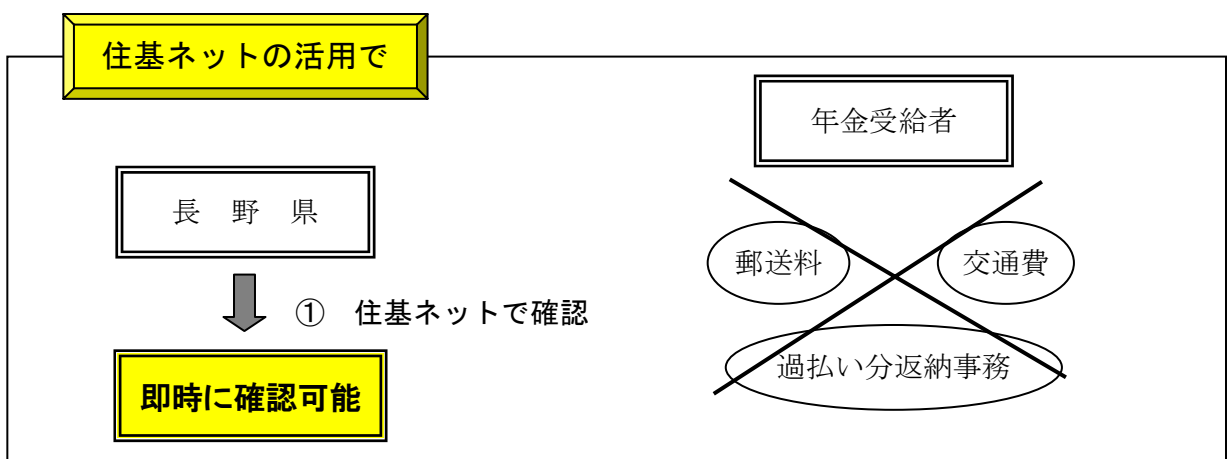
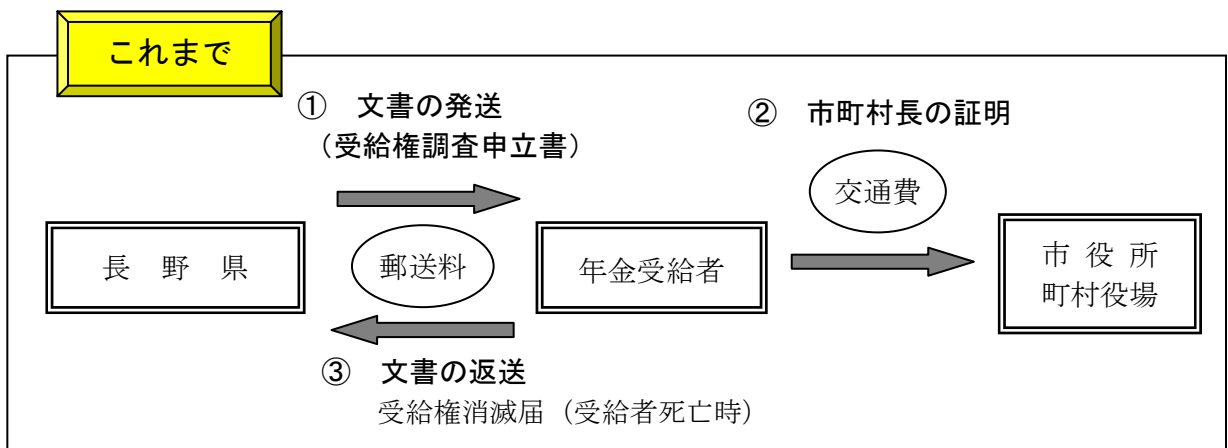
事務の名称（内容）	担当課希望	利用端末機	年間利用見込	利用開始	他県の状況
退職年金等の支給に関する事務 （年金受給者の確認）	○	県庁内	240	○	12都県
県税の賦課徴収に関する事務					12都県
納税義務者の所在調査事務 （住所等の確認）	○	県庁内	8,000	○	
自動車税等減免現況調査事務 （住所等の確認）	○	県庁内	22,200	○	
県税の徴収事務【滞納者所在調査等】 （住所等の確認）	○	県庁内	19,100	○	
不動産取得税軽減要件確認事務 （住所等の確認）	○	現地機関	3,200	×	

#### 4 住基ネット利用による効果

##### (1) 退職年金等の支給に関する事務

現在は、県から年金受給者に受給権調査申立書を送付し、市町村長から住民票記載事項についての証明を受けた後、県に申立書を返送してもらうことで、受給権の有無を確認している。住基ネットで本人確認情報を確認することにより、市町村長の証明が不要となる。

また、年金等を支給の都度、住基ネットで生存確認を行うことにより、年金受給者の死亡による受給権消滅届の提出が遅れた場合に発生する過払金を防止できる。

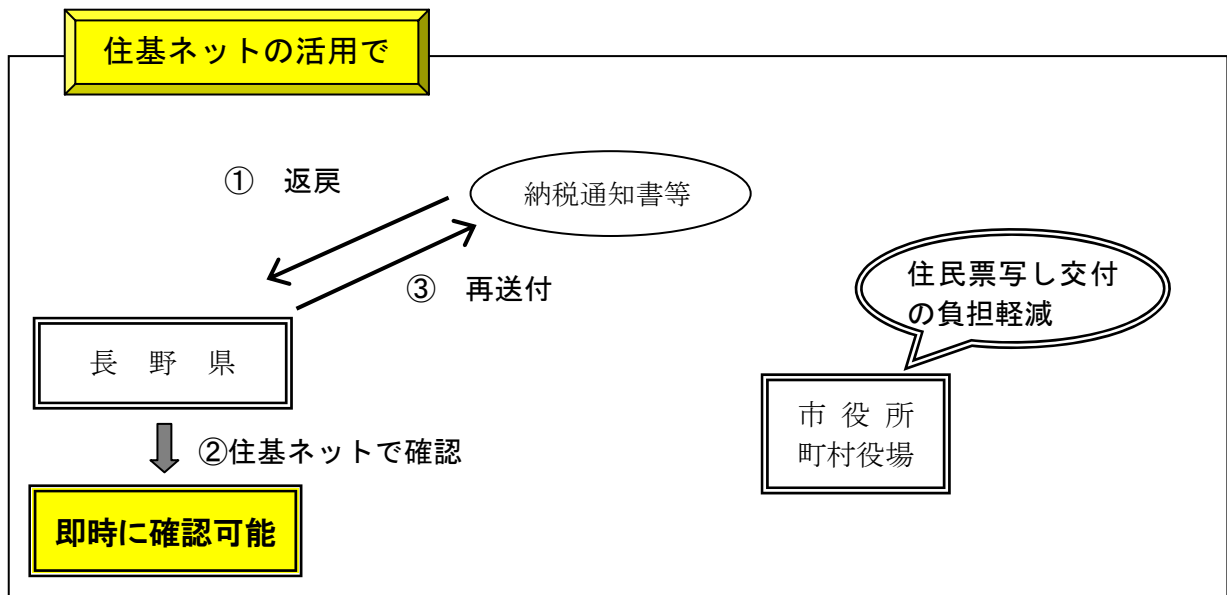
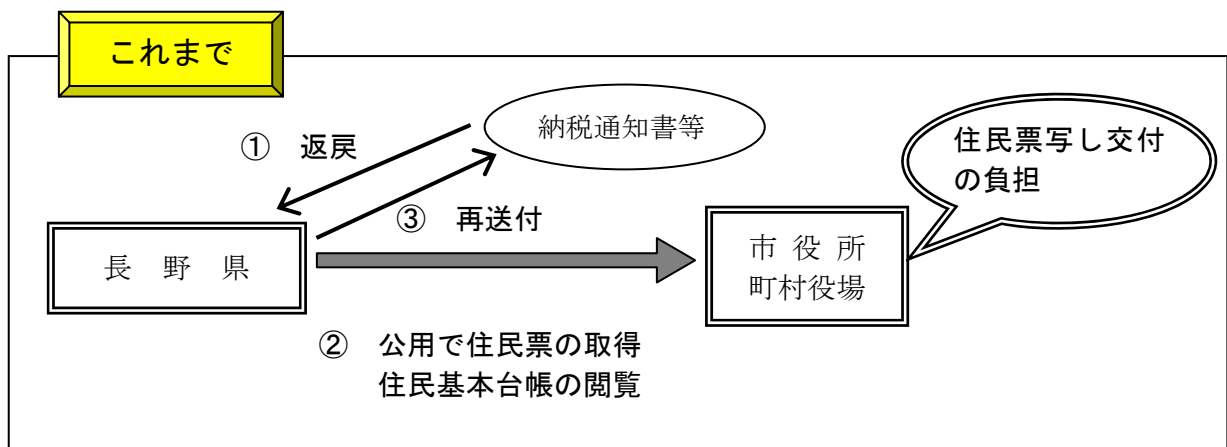




(2) 県税の賦課徴収に関する事務のうち、納税義務者の所在調査・自動車税等減免  
現況調査・県税の徴収事務（滞納者所在調査）

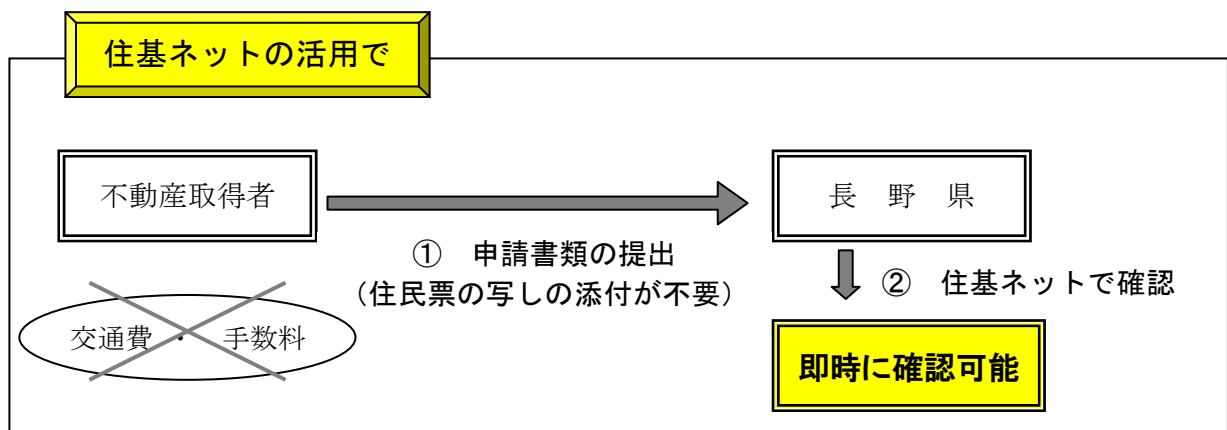
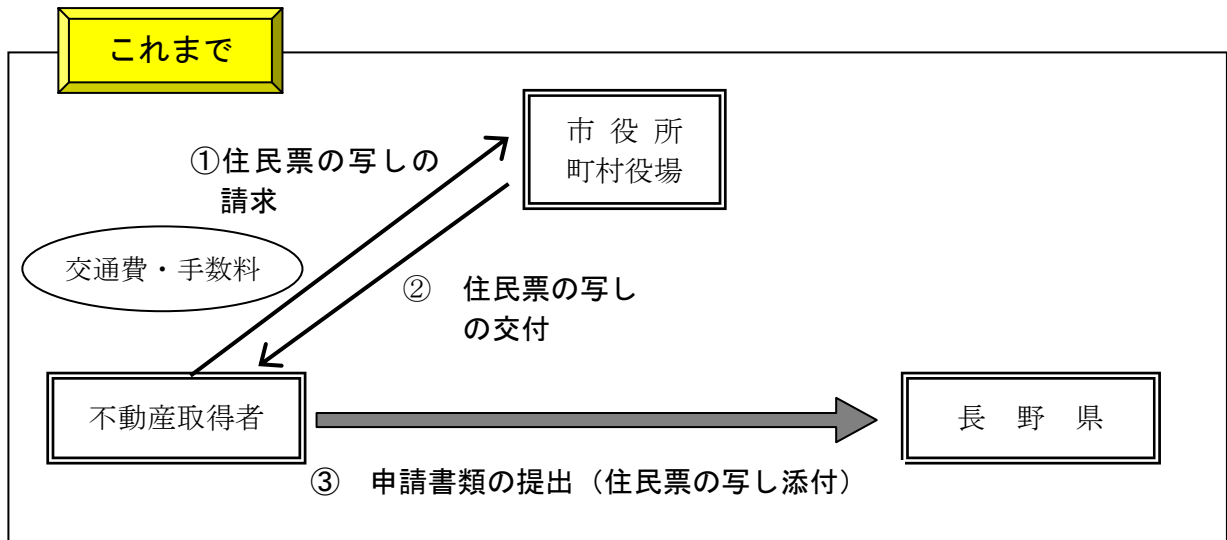
県から納税義務者等に対し、納税通知書や督促状を送付しているが、転居先不明で返戻されるものが多い。こうした返戻文書は、県職員が市町村に対し、公用で住民票の写しの請求、住民基本台帳の閲覧を行い、再送付している。

住基ネットで確認することにより、県税事務の効率化、市町村住民課等の負担軽減等が期待できる。



### (3) 県税の賦課徴収に関する事務のうち、不動産取得税軽減要件確認事務

不動産取得税の軽減等を申請する際には、取得者がその住宅に居住しているかの本人確認を行うため、住民票の写しの添付が必要である。これを住基ネットで確認することにより、住民票の写しの添付が不要となる。



## 住民基本台帳法の一部を改正する法律の概要

(平成 19 年法律第 75 号 平成 19 年 6 月 6 日公布)

何人でも住民票の写し等の交付を請求できるという現行の交付制度を見直し、個人情報保護に十分留意した制度に改正するとともに、転出等の届出の際の本人確認を厳格化することで、なりすましの防止を図る。

### 住民票の写しの交付請求

- ◎ 住民票の写し等の交付を請求できる場合を限定
  - (1) 自己又は自己と同一世帯に属する者による請求
  - (2) 国・地方公共団体の機関による請求
  - (3) (1)、(2)以外の者であって、住民票の記載事項を確認するにあたって正当な理由がある者による請求（自己の権利行使や義務履行に必要な場合など）

改正前は、①自己又は自己と同一世帯に属する者 ② 何人でも

- ◎ 住民票の写し等を交付する際に本人確認することを規定

改正後は、住基カード等により本人確認をしなければならない。

### 転出・転入等の届出

- ◎ 転出・転入等の届出をする際に本人確認することを規定

改正後は、住基カード等により本人確認をしなければならない。

### その他

- ◎ 偽りその他不正の手段による住民票の写し等の交付に対する制裁措置の強化

改正前:10万円以下の過料 ⇒ 改正後:30万円以下の罰金

### 施行期日

- ◎ 平成 20 年 5 月 1 日